

酒々井町自治組織助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、当町における区、自治会の自治組織（以下「組織」という。）の健全な振興を図り、もって行政の円滑な運営と町民福祉の増進を図るために助成金を交付することに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 この要綱において「組織」とは、町民の隣保協力及び地域行政の円滑な運営を目的として、一定の区域を単位とし、そこに居住する者で結成された組織であって、次に掲げる書類により町長に届け出たものをいう。

(1) 設立届

(2) 規約

2 前項の規定による組織に変更を生じた場合は、当該組織の代表者は、変更事項を速やかに町長に届け出なければならない。

(助成対象事業)

第3条 自治振興助成金の助成の対象となる事業は、4月1日から翌年3月31日までの事業であって、次に掲げるものとする。

(1) 町の各部署から町民へ発する通知、物品その他資料の配付、回覧による町民への周知

(2) 町の各部署が実施する調査の協力

(3) 町と団体及び団体間の連携・協力

(4) 前3号に掲げるもののほか、町政の発展と住民福祉の向上のために町長が必要と認めたこと

(5) 区及び自治会が行う地区集会所の管理

2 前項に規定する事業のうち、第1号又は第5号の事業は必ず実施するものとする。

(助成金の額)

第4条 助成金は自治振興助成金及び地区集会所管理費助成金とし、助成金の額は次の表に定めるとおりとする。

	区分	助成金の額
自治振興助成金	第3条第1項第1号の事業	4月1日現在の加入世帯数に300円を乗じた額
	第3条第1項第2号・3号・4号の事業	4月1日現在の加入世帯数に400円を乗じた額に3万円を加算
地区集会所管理費助成金	第3条第1項第5号の事業	3万円

2 年度途中において組織を結成した場合の助成金の額は、前項の規定により算出し、その額に月割計算による率を乗じて得た額とする。

(助成金の申請)

第5条 助成金の交付を申請しようとする組織の代表者は、酒々井町自治組織助成金交付申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、5月末日までに町長に提出しなければならない。

(1) 当該年度の予算書

(2) 事業計画書

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、助成金の交付の可否を決定し、酒々井町自治組織助成金交付決定通知書(別記第2号様式)により、当該申請書を提出した組織の代表者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 助成金の交付を受けた組織は、当該事業完了後、速やかに酒々井町自治組織助成金実績報告書(別記第3号様式)に総会等において承認された事業報告書及び決算報告書を添付し、町長に提出しなければならない。

(確定の通知)

第8条 町長は、前条の規定による報告があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当であると認めるときは、助成金の交付を確定し、酒々井町自治組織助成金確定通知書(別記第4号様式)により、当該申請書を提出した組織の代表者に通知するものとする。

(交付の請求)

第9条 助成金の交付を受けようとするときは、酒々井町自治組織助成金交付請求書(別記第5号様式)を町長に提出しなければならない。

(概算払の請求)

第10条 助成金の概算払を受けようとするときは、酒々井町自治組織助成金概算払請求書(別記第6号様式)を町長に提出しなければならない。

(助成金の返還)

第11条 町長は、助成金を受けた組織に助成の目的に違反する行為等があった場合は、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(酒々井町自治振興助成金交付要綱の廃止)

2 酒々井町自治振興助成金交付要綱(平成7年酒々井町告示第7号)は、廃止する。

(酒々井町の行政協力に関する要綱の廃止)

3 酒々井町の行政協力に関する要綱(令和2年酒々井町告示第6号)は、廃止する。